

訪問介護（以下総合事業含む） ヘルパーステーションこまば 運営規程

（事業の目的及び運営の方針）

第1条 社会福祉法人愛隣会が運営するヘルパーステーションこまば（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、ご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、最期まで、気持ち良く、主体的で、その人らしい生活を過ごせるよう支援を行う事を目的に食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことを運営の方針とする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーションこまば
- 二 所在地 目黒区大橋2-19-38 氷川ホーム6階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 2名（うち介護福祉士資格保有者 2名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。また、従業者からの相談に応じる。
- 三 訪問介護員等 常勤6名以上
（常勤 6名のうち、サービス提供責任者 2名）
非常勤2名以上
（常勤、非常勤ともに介護福祉士、実務者研修、初任者研修のいずれかの資格を取得）

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日（年末年始は休み）
- 二 営業時間 9：00～17：15
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第5条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、契約書内別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1～3割の額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他（ ）
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取
その他（ ）

2 通常の業務の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、目黒区、渋谷区、世田谷区の区域とする。(総合事業は目黒区、世田谷区のみ)

(相談・苦情対応)

第7条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。(目黒区総合事業は5年間保存)

(事故処理)

第8条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。(目黒区総合事業は5年間保存)

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者への虐待、又は虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で共有をし、区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 虐待についての責任者は管理者が行う。

3 当事業所は従業者へ年1回以上、虐待に関する研修を行う。

- 4 虐待防止のための委員会の月 1 回の定期開催とその結果について従業者への周知を行う。
- 5 虐待防止のための指針の整備を行う。

(身体拘束について)

第 1 1 条 サービスの提供にあたって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 一 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 1 2 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けたものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- 二 継続研修 年 2～3 回 (随時)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、訪問介護実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受ける事とします。利用者の確認を受けたあと、その控えを利用者に交付します。

また、事業者は、サービス提供記録を作成することとし、契約終了後 5 年間保管します。

5 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取るなど、必要な処置を講じます。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛隣会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正	平成 2 0 年	3 月 3 1 日
一部改正	平成 2 2 年	2 月 2 0 日
一部改正	平成 2 3 年	3 月 3 1 日
一部改正	平成 2 4 年	3 月 3 1 日
一部改正	平成 2 5 年	3 月 3 1 日
一部改正	平成 2 6 年	3 月 3 1 日
一部改正	平成 2 7 年	3 月 3 1 日

一部改正	平成28年	3月31日	
一部改正	平成29年	3月31日	
一部改正	平成29年	8月1日	
一部改正	平成30年	4月1日	
一部改正	令和1年	10月1日	(別紙料金表の更新)
一部改正	令和3年	9月1日	
一部改正	令和4年	3月31日	
一部改正	令和5年	7月1日	
一部改正	令和6年	4月1日	(第7、8、10、11条)